

生駒市条例第29号

金鷄の杜倭苑条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷄の杜倭苑条例を廃止する条例

金鷄の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の金鷄の杜倭苑条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により納付を受けた使用料に対する旧条例第9条の2の規定の適用については、令和4年5月31日までの間、なお従前の例による。